

佐賀県告示第八十六号

佐賀県農業共済組合等検査規程（平成二十二年佐賀県告示第百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

第十三条第一項中「別記様式」を「別記様式第一号」に、「農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十六条の証票」を「身分を示す証明書（別記様式第二号）」に改める。

別記様式を別記様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第 2 号 (第 13 条関係)

(表)

← 8.5 センチメートル →

身分証明書		第 号
職名 氏名 (年 月 日生)	写真添付	
上記の者は、農業災害補償法第 142 条の 2 から第 142 条の 4 までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。		
年 月 日		
有効期間		
年 月 日から 年 月 日まで		
佐賀県知事		印

↑ 6.5 センチメートル ↓

(裏)

農業災害補償法 (抜粋)

第 142 条の 2 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程を守っているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計 (共済事業を行う市町村にあっては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。) に関し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第 142 条の 3 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年 1 回を常例として検査しなければならない。

第 142 条の 4 組合員が、総組合員の 20 分の 1 以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

農業災害補償法施行規則 (抜粋)

第 46 条 行政庁の職員は、法第 142 条の 2 から第 142 条の 4 までの規定により組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計 (共済事業を行う市町村にあっては、当該共済事業に係る業務又は会計) の状況を検査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の佐賀県農業共済組合等検査規程の規定により交付された証票は、当該証票の有効期限が満了する日までの間は、この告示による改正後の佐賀県農業共済組合等検査規程の規定により交付された身分証明書とみなす。